

麻疹（はしか）に関する注意喚起

2019年4月30日付けで千葉県健康福祉部疾病対策課から発表がありましたとおり、成田空港内事業所の勤務者に麻疹患者が発生したことが判明しました。麻疹に感染した場合、潜伏期間の10日が経過してから発病することが懸念されます。当該患者は、感染の可能性がある時期（4月22日・24日・26日）に成田空港で勤務していたことから、同日に成田空港を利用された方で、麻疹を疑う症状が現れた場合は、必ず事前に医療機関に電話連絡をしてその旨を伝え、公共交通機関の利用を避け、医療機関の指示にしたがい受診されるようお願いいたします。また、麻疹が疑われる場合は、大学への登校は控え、保健管理センターに電話して指示を仰いでください。

麻疹については、下記をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/measles/index.html